

議案第 20 号

災害被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の
一部改正について

災害被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

災害被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の
一部を改正する条例

災害被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例（平成 3 年
日出町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の
改正に伴い、条例を整備したいので提出する。